

広情個審第4号

令和2年5月8日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 田邊 誠

公文書不存在通知に係る審査請求に対する裁決について（答申）

令和2年1月10日付け広安維第514号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第324号事案）

# 答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

## 【諮問事案】

令和2年1月10日付け広安維第514号の諮問事案（諮問第324号事案）

令和元年8月6日付けの公文書開示請求に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同月26日付け広安維持第213号で行った不存在を理由とする公文書不開示決定に対する同年11月13日付け審査請求

## 1 審査会の結論

実施機関が、上記公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して、不存在を理由に不開示とした決定は妥当である。

## 2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書等及び口頭意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。

### (1) 審査請求の趣旨

広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、不存在を理由とする公文書不開示決定を取り消し、該当文書を開示するとの決定を求める。

### (2) 審査請求の理由

ア 請求人は、2019年（令和元年）8月6日付けで以下の請求を行った。

「県道広島湯来線の天皇原トンネル坑口部にあたる安佐南区沼田町大字阿戸字日ノ浦1456番の土地（以下「本件土地」という。）の分筆取得（広島市道路用地として1456番3を取得）にあたって、市道安佐南4区92号線と1456番との境界線に「広島市証明線」という記載を付して法務局に提出した図面」

上記の開示請求に対して、実施機関は、不存在決定をした。

不存在の理由は、以下の通りであった。

「安佐南区沼田町大字阿戸字日ノ浦1456番の分筆申請に境界確認書の添付が不要のため」

ところが、実際には、分筆申請の資料に「広島市証明線」と記載された図面が存在してい

るので、開示を求めるものである。

イ 土地の分筆登記に当たっては、分筆前の土地の範囲と分筆する土地の範囲を確定しなければならないので、境界確認書が法務局に提出されていないということ自体信用できない。

本件土地については、一部の隣接地主と境界立会を行わず、一部の境界が筆界未定のままで分筆登記が行われている。

ウ 請求人は、当該分筆登記によって広島市所有となった土地の隣接地主として、法務局で分筆登記に係る文書を閲覧し、請求対象となる図面の写真を撮っており、不存在ではない。

エ 登記の実務的な取扱いとして、境界に紛争があり、筆界未定地とされた土地の一部を買収した市町村が、買収による所有権移転登記請求権に基づき所有者に代位して分筆の登記嘱託する場合には、添付された関係所有者の証明書、公正証書等において、当該部分が紛争部分に全く関係ないことが図示され、登記官においてもこのことを現地において確認できる場合は、便宜、受理して差し支えないとされているので（昭和47年2月3日民三第110号民事局第三課長回答）、このことをもって分筆登記を実施したものと思われる。

しかしながら、本件土地の分筆は、広大な土地のうち紛争部分から遠く離れたわずかな部分の分筆ではなく、紛争部分そのものの分筆であり、分筆登記によって広島市所有となった土地の一部には、他の筆の土地が存在すると考えている。

このような分筆が行われたのは、実施機関が本件図面を提出したため、登記官が紛争がないと誤認したためと考えられる。

### 3 実施機関の主張要旨

説明書における実施機関の主張は、次のとおりである。

安佐南区沼田町大字阿戸字日ノ浦 1456 番の分筆申請に境界確認書の添付が不要のため、請求内容に対応する条例上の公文書は存在しない。

### 4 審査会の判断理由

当審査会は、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

- (1) 当審査会が見分したところ、実施機関が本件土地の分筆のために作成した登記嘱託書には、請求対象となる図面は添付されていなかった。
- (2) また、本件土地の分筆申請に当たっては、法務局の不動産表示登記事務取扱要領第9条第2項により、土地家屋調査士等の調査書をもって境界確認書に代えたため、同局に提出する必要書類に境界確認書の添付が不要であったことから、請求対象となる図面（「広島市証明線」という記載のある図面）の添付はなく、請求内容に対応する条例上の公文書は存在しないという実施機関

の説明に不合理な点は認められない。

- (3) 請求人はその他種々の主張をするが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。
- (4) 以上のことから、実施機関が本件開示請求に対し、不存在を理由に不開示とした決定は妥当である。

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙 1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
R 2 ・ 1 ・ 1 0	広安維第 5 1 4 号の諮問を受理 (諮問第 3 2 4 号で受理)
R 2 ・ 1 ・ 2 3 (第 1 回審査会)	第 1 部会で審議
R 2 ・ 2 ・ 2 7 (第 2 回審査会)	第 1 部会で審議
R 2 . 3 . 2 6 (第 3 回審査会)	第 1 部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿  
(五十音順)

氏 名	役 職 名
浅 利 陽 子	弁護士
古 川 竜 彦	中国新聞社論説委員室副主幹
山 田 健 吾 (部会長)	広島修道大学法学部教授